

「米代川圏域流域治水協議会」 規約改正について

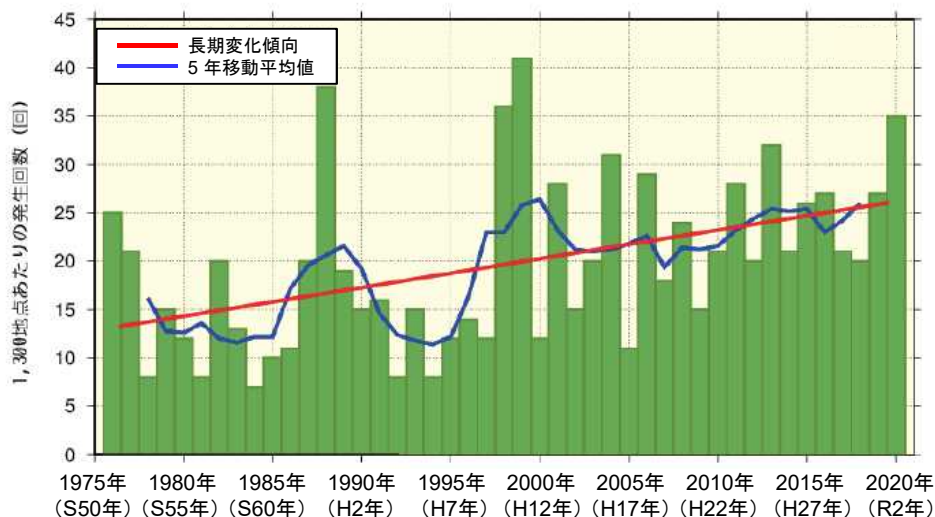
JR河川橋梁の被害状況等について

国土交通省鉄道局
令和3年9月28日

1-1. 激甚化・頻発化する自然災害と鉄道施設の被害状況

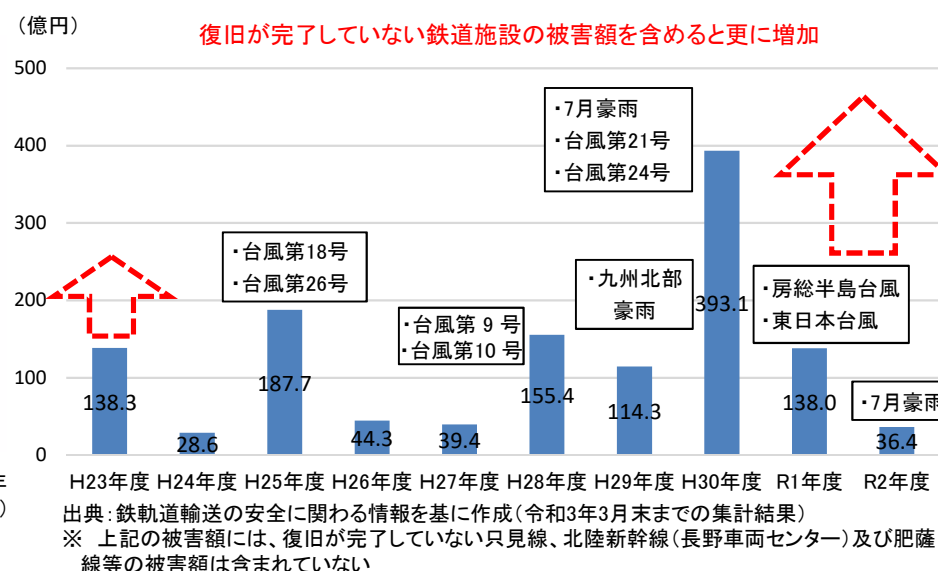
- 近年、大雨や短時間強雨の発生頻度は全国的に増加しており、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な気象現象がさらに変化していくと予想されている。
- 過去10年間における全国の鉄道施設の被害総額のうち、豪雨によるものが大半を占めるとともに、近年、その額も増加傾向にある。豪雨により橋桁流失や橋脚傾斜が発生した橋梁の復旧には、数ヶ月～1年以上を要している。

全国(アメダス)1時間降水量80mm以上の年間発生回数



出典：気候変動監視レポート2020(気象庁、令和3年4月)

豪雨による鉄道施設の被害額の推移(過去10年間)



出典：鉄道輸送の安全に関わる情報を基に作成(令和3年3月末までの集計結果)
 ※ 上記の被害額には、復旧が完了していない只見線、北陸新幹線(長野車両センター)及び肥薩線等の被害額は含まれていない

復旧に要する期間^{注1}

	橋梁流失		橋脚傾斜		基礎洗掘	
復旧に要する期間	数ヶ月～1年以上		数ヶ月程度		数日～1ヶ月程度	
主な事例	被災施設	復旧期間	被災施設	復旧期間	被災施設	復旧期間
	根室線(清水川橋梁)(H28.8) 久大線(花月川橋梁)(H29.7) 芸備線(第1三篠川橋梁)(H30.7) 水郡線(第六久慈川橋梁)(R1.10) 久大線(第二野上川橋梁)(R2.7)	約4ヶ月 ^{注2} 約12ヶ月 約15ヶ月 約17ヶ月 約8ヶ月	予讃線(財田川橋梁)(H30.7) 芸備線(第2三篠川橋梁)(H30.7) 八高線(神流川橋梁)(R1.10)	約1ヶ月 約2ヶ月 約2ヶ月	身延線(芦川橋梁)(H23.9) 紀勢線(井戸川橋梁)(H23.9) 陸羽西線(角川橋梁)(H28.9)	5日 約1ヶ月 2日

注1) 運行再開までの期間を示しており、仮復旧による運行再開を含む。
 注2) 他の路線で架け替えが予定されていた橋桁を転用したことにより早期復旧が可能となった。

1-2. JR河川橋梁の被害状況(直近20年間)

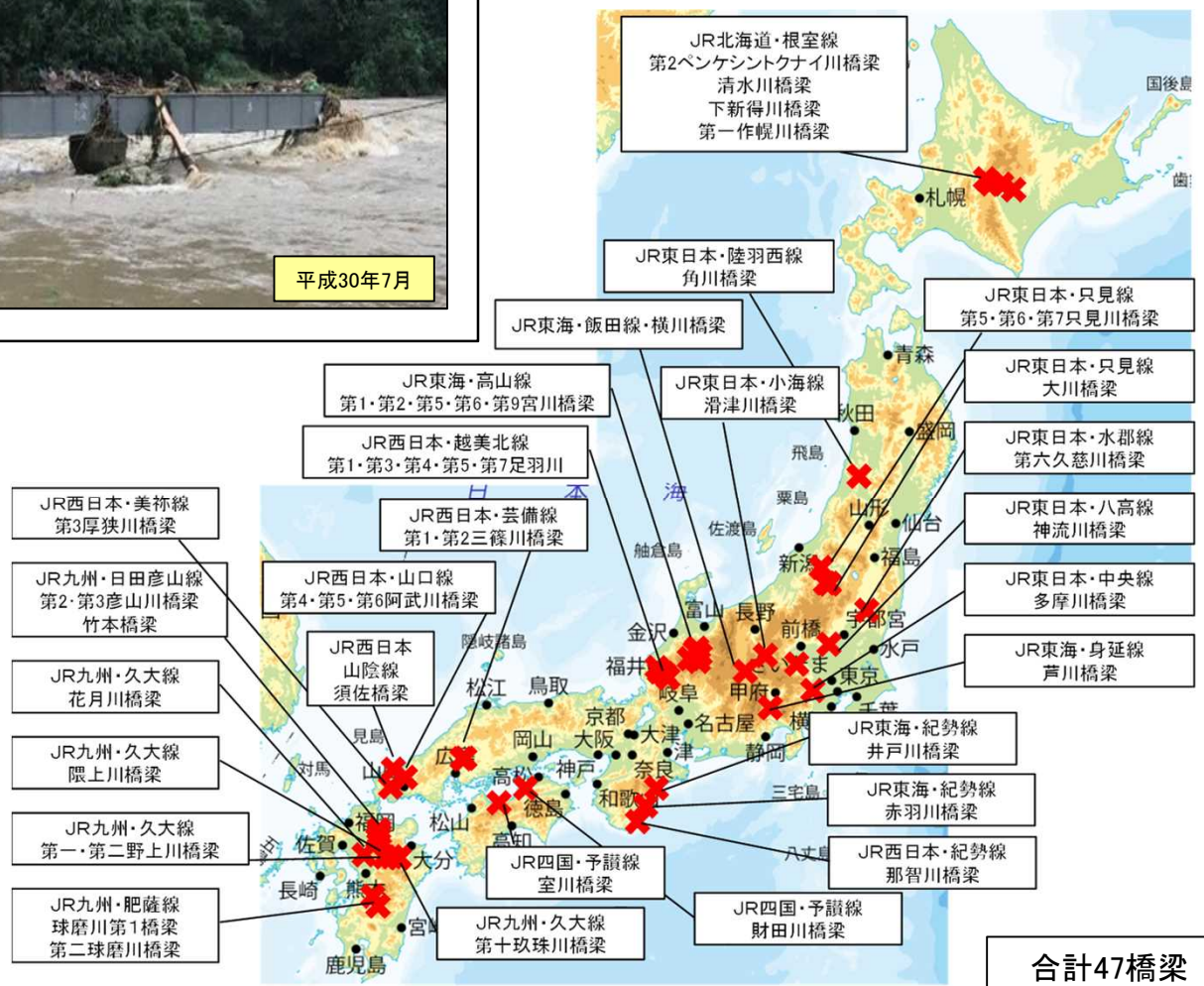
○ 豪雨災害により河川に架かる鉄道橋梁における橋脚の傾斜や橋桁の流失等の被害が全国各地で発生。

【第1三篠川橋梁(JR西日本 芸備線)】



平成30年7月

直近20年間に被災したJRの橋梁



合計47橋梁

【第六久慈川橋梁(JR東日本 水郡線)】



令和元年10月

【球磨川第1橋梁(JR九州 肥薩線)】



令和2年7月

【第二球磨川橋梁(JR九州 肥薩線)】



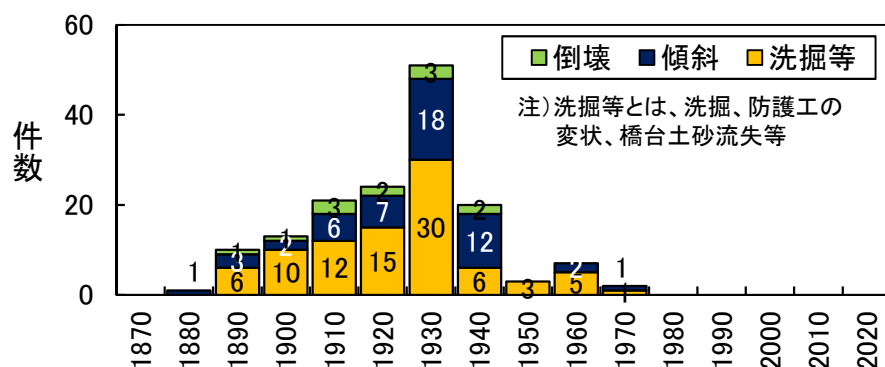
令和2年7月

1-3. 被災河川橋梁の特徴

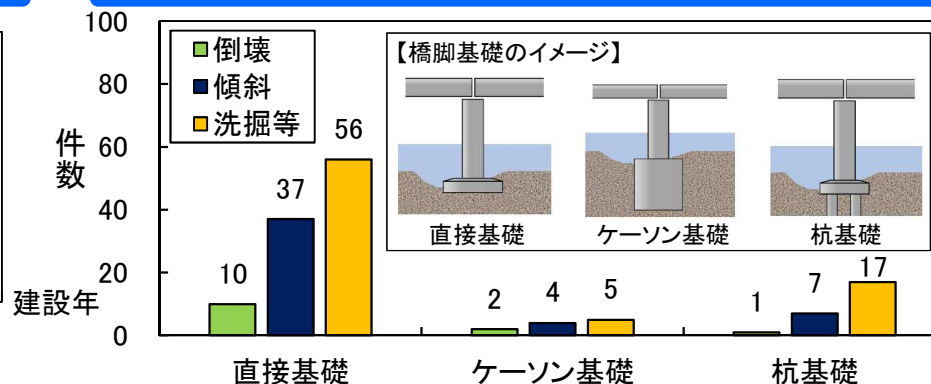
○昭和9年～令和元年までに被災した河川橋梁のうち構造諸元や被災状況が確認できた154橋梁を対象として分析したところ、以下の結果が得られた。

- ・被災した橋梁のほとんどは、戦前(1945年以前)に建設されたものである。
- ・洗掘被害が発生した橋梁の約8割は直接基礎形式である。
- ・橋梁の被災種別の約6割が基礎周りの洗掘であり、残りの4割についても、洗掘の進展により橋脚の傾斜・倒壊に至ったものが相当数存在すると考えられる。
- ・被災に至った要因の約4割が流水位置の変化、約3割が河流の集中によるものと推定される。

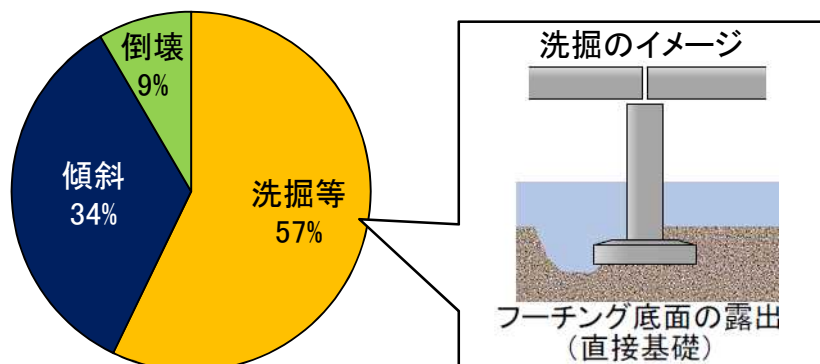
建設年代ごとの被災件数



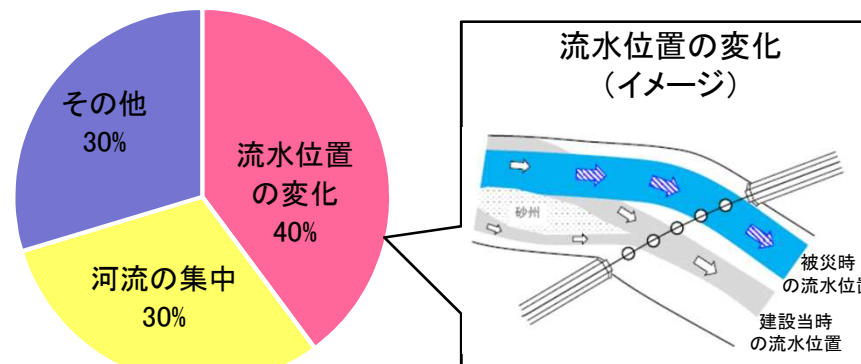
橋脚基礎の種別ごとの被災件数



被災種別



被災に至った要因(推定)



注) 昭和9年～令和元年までに被災した河川橋梁のうち、構造諸元や被災状況が確認できる154橋梁を対象として分析
出典「鉄道河川橋梁における基礎・抗土圧構造物の維持管理の手引き」(鉄道総合技術研究所編、令和3年6月)を基に作成

米代川圏域流域治水協議会 規約（改正案）

（設置）

第1条 「米代川圏域流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、米代川圏域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求める事ができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求める事ができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 米代川圏域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会及び幹事会の事務局は、能代河川国道事務所 調査第一課及び秋田県 建設部 河川砂防課が共同で行う。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、令和2年9月18日から施行する。
令和3年1月25日に一部変更し施行する。
令和3年3月12日に一部変更し施行する。
令和 年 月 日に一部変更し施行する。

〈別表1〉

米代川圏域流域治水協議会 委員

委員	能代市長	
	北秋田市長	
	大館市長	
	鹿角市長	
	小坂町長	
	藤里町長	
	上小阿仁村長	
	秋田県	総務部危機管理監
	秋田県	農林水産部長
	秋田県	建設部長
	秋田内陸縦貫鉄道(株)	代表取締役社長
	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	東北北海道整備局長
	農林水産省	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所長
	林野庁	東北森林管理局 米代東部森林管理署長
	気象庁	秋田地方气象台長
	国土交通省	東北運輸局 鉄道部長
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所長

〈別表2〉

米代川圏域流域治水協議会 幹事会 委員

委員	能代市	総務部 総務課防災危機管理室長
	能代市	都市整備部 都市整備課長
	能代市	都市整備部 上下水道整備課長
	北秋田市	総務部 総務課長
	北秋田市	建設部 建設課長
	北秋田市	建設部 都市計画課長
	大館市	総務部 危機管理課長
	大館市	建設部 都市計画課長
	大館市	建設部 下水道課長
	鹿角市	総務部 総務課長
	鹿角市	建設部 都市整備課長
	鹿角市	建設部 上下水道課長
	小坂町	総務課長
	小坂町	建設課長
	藤里町	生活環境課長
	上小阿仁村	住民福祉課長
	上小阿仁村	建設課長
	秋田県	総務部 総合防災課長
	秋田県	農林水産部 農地整備課長
	秋田県	農林水産部 森林整備課長
	秋田県	建設部 河川砂防課長
	秋田県	建設部 下水道マネジメント推進課長
	秋田県	建設部 都市計画課長
	秋田県	建設部 建築住宅課長
	秋田県	鹿角地域振興局 総務企画部 地域企画課長
	秋田県	鹿角地域振興局 農林部 森づくり推進課長
	秋田県	鹿角地域振興局 農林部 農村整備課長
	秋田県	鹿角地域振興局 建設部 保全環境課長
	秋田県	北秋田地域振興局 総務企画部 地域企画課長
	秋田県	北秋田地域振興局 農林部 森づくり推進課長
	秋田県	北秋田地域振興局 農林部 農村整備課長
	秋田県	北秋田地域振興局 建設部 保全環境課長
	秋田県	山本地域振興局 総務企画部 地域企画課長
	秋田県	山本地域振興局 農林部 森づくり推進課長
	秋田県	山本地域振興局 農林部 農村整備課長
	秋田県	山本地域振興局 建設部 保全環境課長
	秋田内陸縦貫鉄道(株)	運輸部長
	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	東北北海道整備局 秋田水源林整備事務所長
	農林水産省	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 企画課長
	林野庁	東北森林管理局 米代東部森林管理署 総括森林整備官
	林野庁	東北森林管理局 米代東部森林管理署 総括治山技術官
	気象庁	秋田地方气象台 防災管理官
	国土交通省	東北運輸局 鉄道部次長
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所 副所長